

# 8-10 つくば市森林バンク制度運営支援業務

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、8-10 つくば市森林バンク制度運営支援業務の受託事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

8-10 つくば市森林バンク制度運用支援業務

#### (2) 業務内容

「8-10 つくば市森林バンク制度運用支援業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 11 年（2029 年）3 月 30 日まで

### 3 提案（見積額）限度額

32,670,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む、令和 8 年度から令和 10 年度の 3 年間の合計金額）

（内訳）令和 8 年度 10,890,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）

令和 9 年度 10,890,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）

令和 10 年度 10,890,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）

### 4 参加形態

単体又は共同企業体

### 5 担当部局（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市経済部 鳥獣対策・森林保全室（市役所コミュニティ棟 3 階）

電話 029-883-1111（代表）

メールアドレス eco025@city.tsukuba.lg.jp

## 6 プロポーザルの日程

項目	日程
実施要領等公表日	令和 8 年 (2026 年) 2 月 4 日 (水)
参加申込にあたっての質問書の提出期限	実施要領等公表の日から 令和 8 年 (2026 年) 2 月 5 日 (木) 16 時 30 分まで
質問に対する回答	令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日 (月)
参加申込書の提出期限	実施要領等公表日から 令和 8 年 (2026 年) 2 月 13 日 (金) 16 時 30 分まで
参加資格審査	令和 8 年 (2026 年) 2 月 16 日 (月)
参加資格審査結果通知書の発送	令和 8 年 (2026 年) 2 月 17 日 (火)
企画提案書類の受付開始	
参加資格を満たしていないと判断された者の審査結果に対する説明要求書提出期限	令和 8 年 (2026 年) 2 月 24 日 (火) 16 時 30 分まで
企画提案書類の提出にあたっての質問書の提出期限	参加資格審査結果通知書の発送日から 令和 8 年 (2026 年) 2 月 24 日 (火) 16 時 30 分まで
質問書に対する回答	令和 8 年 (2026 年) 2 月 27 日 (金)
企画提案書類の提出期限	参加資格審査結果通知書の発送日から 令和 8 年 (2026 年) 3 月 9 日 (月) 16 時 30 分まで
プレゼンテーション及びヒアリング候補者選定委員会による審査	令和 8 年 (2026 年) 3 月 13 日 (金)
企画提案審査結果通知書の発送	令和 8 年 (2026 年) 3 月 18 日 (水)
選定されなかった者の審査結果に対する説明要求書提出期限	令和 8 年 (2026 年) 3 月 25 日 (水)
契約締結	令和 8 年 (2026 年) 3 月下旬予定

※スケジュールに変更があった場合には、市ホームページにて、お知らせする。

## 7 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があることという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体と元請として、次に掲げるいずれかの業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。
  - ① 森林空間を活用したイベント・ワークショップの企画・運営に関する業務
  - ② 森林資源である材木及び植物、落葉を利活用したイベント・ワークショップの企画・運営に関する業務
- (8) 3 か月以上継続して雇用している次に掲げるいずれかの業務に従事した経験を有する者を管理責任者又は主担当者として配置すること。
  - ① 森林分野に係るコンサルティング業務
  - ② 森林分野に係る制度構築業務
- (9) 共同企業体により参加する場合は、次の各号の要件を満たすこと。
  - ① 共同企業体を構成するすべての者が(1)～(8)の要件を満たしていること。
  - ② 構成員の数は 2 又は 3 であること。
  - ③ 構成員の出資比率の下限は、2 者の場合は 100 分の 30、3 者の場合は 100 分の 20 とすること。

- ④ 構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- ⑤ 構成員は本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

## 8 参加申込書の提出

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）又は  
特定業務共同企業体参加申請書（様式第1-2号）及び協定書
- イ 法人概要書（様式第2号）
- ウ 参加資格要件に係る申立書（様式第3号）
- エ 本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る）、法人税及び消費税について未納がないことを証明する証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）
- オ 業務実施体制調書（様式第4号）
- カ 業務実績書（様式第5号）

※提出書類は、「11 書類提出の記載要領」に基づき作成すること。

### (2) 提出部数

各2部（正本1部・副本1部）

### (3) 提出期間

令和8年（2026年）2月4日（水）から

令和8年（2026年）2月13日（金）まで

受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の8時45分から16時30分までとする。

郵送の場合は令和8年（2026年）2月13日（金）必着とする。

### (4) 提出先

5の「担当部局（問合せ先）」と同じ

### (5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

### (6) 質問について

参加申込の書類に関して、質問がある場合は、原則として以下のアからオの内容に従い、質問を行うこと。

#### ア 提出書類

参加表明に係る質問書（様式第6号）

#### イ 提出期間

令和8年（2026年）2月4日（水）から

令和8年（2026年）2月5日（木）16時30分まで

#### ウ 提出先

5の「担当部署（問合せ先）」に同じ

エ 提出方法  
電子メールにより提出（電話にて担当部局まで受信を確認すること）

オ 回答方法  
令和8年（2026年）2月9日（月）を目途に本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

## 9 参加資格の審査及び結果の通知

### （1）審査結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書をメールおよび郵送にて通知する。参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

参加資格審査結果の通知は令和8年（2026年）2月17日（火）を予定している。

### （2）審査結果に対する説明要求

参加資格を満たしていないと判断された者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和8年（2026年）2月24日（火）16時30分まで、以下のアからウの内容に従い説明を求めることができる。

ア 提出書類  
参加資格審査結果に対する説明要求書（様式第7号）

イ 提出先  
5の「担当部局（問合せ先）」に同じ

ウ 提出方法  
電子メールにより提出（電話にて担当部局まで受信を確認すること）

## 10 企画提案書等の提出

参加資格審査結果の通知により企画提案審査を行う者に選定された者は、下記のとおり企画提案書を提出すること。

### （1）提出書類

ア 表紙（様式第8号）

イ 法人概要書（様式第2号）  
※参加申込書提出時に提出した書類を再提出

ウ 業務実施体制調書（様式第4号）  
※参加申込書提出時に提出した書類を再提出

エ 業務実績書（様式第5号）  
※参加申込書提出時に提出した書類を再提出

オ 企画提案書（様式第9号）

カ プレゼンテーション出席者報告書（様式第10号）  
キ 価格見積書（任意様式） ※内訳書も添付すること

(2) 提出部数

各12部（正本1部・副本11部）

※副本11部は正本の写しで可

(3) 提出期間

令和8年（2026年）2月17日（火）から

令和8年（2026年）3月9日（月）まで

受付時間は平日の8時30分から16時30分までとする。

郵送の場合は令和8年（2026年）3月9日（月）必着とする。

(4) 提出先

5の「担当部局（問合せ先）」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

(6) 質問について

企画提案書類に関して、質問がある場合は、原則として以下のアからオの内容に従い、質問を行うこと。

ア 提出書類

企画提案に係る質問書（様式第11号）

イ 提出期間

令和8年（2026年）2月17日（火）から

令和8年（2026年）2月24日（火）16時30分まで

ウ 提出先

5の「担当部署（問合せ先）」と同じ

エ 提出方法

電子メールにより提出（電話にて担当部局まで受信を確認すること）

オ 回答方法

令和8年（2026年）2月27日（金）を目途に本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

## 11 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式1号から第12号は、市ホームページに掲載する。

### (3) 書類作成時の書式等

- ア 用紙サイズはA4判とすること。
- イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。
- ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
- エ 提出書類はすべて順に並べ、A4縦の場合は左綴じ、A4横の場合は上綴じとし、通しのページ番号を付すること、印刷の色はカラー、白黒を問わない。

### (4) 様式記入上の注意

#### ア 法人概要書（様式第2号）

- (ア) 商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。
- (イ) 会社の概要や事業内容を補足する資料・パンフレット等があれば別途添付してもよい。

#### イ 業務実施体制調書（様式第4号）

- (ア) 業務実施体制調書には、本業務に従事する者全員を記入すること。
- (イ) 担当する者の実務経験年数の欄には、森林分野に係るコンサルティング又は制度構築に関する業務に携わった経験年数を記入すること。
- (ウ) 担当する者の手持ち業務の欄には、本業務の参加申込書提出日現在の手持ちの業務をすべて記入すること。
- (エ) 記入欄が不足する場合には、欄を追加して記入すること。

#### ウ 業務実績書（様式第5号）

- (ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体と元請として、森林空間を活用したイベント・ワークショップの企画・運営に関する業務又は森林資源である材木及び植物、落葉を利活用したイベント・ワークショップの企画・運営に関する業務の契約を締結し履行した実績について記入すること。
- (イ) 記入した業務に関する概要等について必要に応じて添付すること。

#### エ 企画提案書（様式第9号及び任意）

以下の項目について、「8-10 つくば市森林バンク制度運営支援業務仕様書」に記載した業務目的や内容を踏まえ、分かりやすく簡潔に記入すること。

詳細な業務実施方針・手法及び企画提案については、以下の項目ごとに作成し、提出すること。

- (ア) 森林バンク制度の運用支援・利用促進・改善業務の提案
- (イ) モデル森林づくりに関するイベント・ワークショップ企画・運営業務の提案
- (ウ) 森林活用利用事例のコンテンツ化と発信業務の提案。
- (エ) 森林活用整備における共通課題解決のための調査研究開発業務の提案
- (オ) 業務工程（スケジュール）

(カ) その他必要な関連業務の提案（任意）

オ プレゼンテーション出席者報告書（様式第10号）  
出席者は3名以内とし、本業務の担当者1名以上は必ず出席すること。

カ 價格見積書（任意様式）

(ア) 價格見積書は、任意様式とし、代表者印の押印又は本件責任者氏名・連絡先及び担当者氏名・連絡先を記載すること。

(イ) 提案（見積額）限度額の範囲内で、提案者の提案を実現するために必要な経費をすべて含む参考見積書を作成すること。

(ウ) 可能な限り項目別に示すこと

(エ) 令和8年度から令和10年度の年度ごとに価格見積書を作成すること。

## 12 企画提案審査

### (1) 候補者選定委員会の設置

適正な審査を実施するため、候補者選定委員会を設置し、企画提案に係る審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

### (2) 企画提案審査（プレゼンテーション）

#### ア 実施日

令和8年（2026年）3月13日（金）

※正式な日時や集合時間等は別途通知する。

#### イ 実施場所

つくば市役所

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

#### ウ 出席者

出席者は3名以内とし、本業務の担当者1名以上は必ず出席すること。

#### エ 説明時間

説明は20分以内、質疑応答は10以内とする。

#### オ 留意事項

(ア) 審査は全て非公開にて行う。

(イ) プrezentationは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配付は認めない。

(ウ) つくば市において用意するものは以下のとおりである。

- ・プロジェクター（HDMI接続）
- ・スクリーン
- ・プロジェクタ-PC間接続ケーブル（HDMI）

その他、PC等は参加事業者が用意すること（PCとHDMIケーブルを接続して使用する）。

(エ) 持ち込んだ機材が正常に作動しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(3) 審査基準

プロポーザルの審査基準は、別紙「評価基準」のとおりとする。

(4) 審査結果による選定

審査及び評価に基づき、受託候補者として最優秀者及び優秀者各1者を選定する。

選定方法は、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」第14条第4項に基づき行う。

## 13 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果については、審査を受けた者全員に対して令和8年(2026年)3月18日(水)までに電子メール及び郵送により通知する。また、候補者として決定されなかった参加者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

(2) 審査結果に対する説明要求

候補者として選定されなかった者は、審査結果に関する説明を求めることができる。審査結果が届いた日から令和8年(2026年)3月25日(水)16時30分まで、以下のアからウの内容に従い説明を求めることができる。

ア 提出書類

審査結果に対する説明要求書(様式第12号)

イ 提出先

5の「担当部局(問合せ先)」に同じ

ウ 提出方法

電子メールにより提出(電話にて担当部局まで受信を確認すること)

(3) 契約及び公表

ア 最優秀提案者との契約

最優秀提案者と協議の上、委託内容を決定し、随意契約により契約を締結する。(企画提案内容をそのまま委託するとは限らない)なお、最優秀提案者との契約交渉が不調の場合や事故等があった場合には、第2順位者と契約交渉や見積書徴収を行う。

イ 審査結果の公表

つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン第16条に基づき公表する。

## 14 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えていいる場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) その他、候補者選定委員会が適当でないと判断した場合

## 15 無効となる提出書類について

次の各号いずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 作成要領に定める様式及び内容に適合しないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

## 16 提出書類の取扱い

- (1) 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- (2) 提出された提案書については、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書は、プロポーザル方式による候補者の選定のために使用し、また複製等をすることができるものとし、提出者に無断で他の目的のために使用することはできないものとする。
- (4) 提出された提案書は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）の規定による請求に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

## 17 その他

- (1) 提案事業者が1者のみの場合においても、審査を実施するものとする。ただし、その提案内容が審査基準の6割以上の評価点を受けなかった者は、契約の相手方としない。
- (2) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 市が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。
- (4) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）をつくば市鳥獣対策・森林保全室に持参又は郵送で提出すること。

(別紙)

8-10 つくば市森林バンク制度運営支援業務  
公募型プロポーザル選定基準

この選定基準は、8-10 つくば市森林バンク制度運営支援業務の公募型プロポーザルを実施するにあたり、市が設定する候補者選定委員会における選定（審査）基準等を定めるものである。（配点は全体で 100 点満点とする）

評価項目	評価の着目点	配点	様式
企画提案内容	【業務内容全体について】 本業務仕様書に照らし合わせ、業務方針、業務手順が妥当であり、業務内容が実現性、独創性のあるものになっているか。	20	様式 8、9、任意
	【モデル森林づくりについて】 市民等と協働で実施するモデル森林づくりの方向性は適切か。森林活用及び森林整備を促すものになっているか。	25	様式 8、9、任意
	【森林活用利用事例のコンテンツ化と発信業務について】 コンテンツ化と発信業務の方法は適切か。	10	様式 8、9、任意
全体業務工程	本業務を確実かつ円滑に実施するためのスケジュールが適切に示されているか。	10	様式 8、9、任意
業務実施体制	業務実施体制について以下の点により評価する。 1 管理責任者の経験及び業務能力 2 業務内容からみた取組体制	10	様式 4
業務実績	業務の実績について、以下の点により評価する。 1 本業務と種類及び規模を同じくする業務の実績やノウハウの活用	10	様式 5
説明能力	プレゼンテーションでの説明能力について以下の点により評価する。 1 取組意欲 2 質問等に対する応答	10	—
業務コスト	見積額/提案限度額（小数点第 1 位を四捨五入） 95%以下:5 点 96%:4 点 97%:3 点 98%:2 点 99%以上:1 点	5	任意